

2018年4月9日

各位

会社名 株式会社 高島屋  
代表者名 取締役社長 木本 茂  
(コード番号 8233 東証一部)  
問合せ先 広報・IR室長 園田 早苗  
(TEL. 03-3211-4111)

### 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、2018年5月22日開催予定の第152回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に、株式併合にかかる議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 単元株式数の変更

###### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、2018年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

###### (2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

###### (3) 変更予定日

2018年9月1日

###### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」にかかる議案が承認可決されることを条件といたします。

## 2. 株式併合

### (1) 株式併合の理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を実施いたします。

### (2) 株式併合の内容

併合する株式の種類 普通株式  
株式併合の方法・割合 2018年9月1日をもって、2018年8月31日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数について、2株を1株の割合で併合いたします。

株式併合により減少する株式数（減少する株式数は、今後変動する可能性があります。）

株式併合前の発行済株式総数（2018年2月28日現在）	355,518,963株
株式併合により減少する株式数	177,759,482株
株式併合後の発行済株式総数	177,759,481株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

### (3) 株式併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が2分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しないことから、1株当たり純資産額は2倍となり、株式市況等の他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

### (4) 併合により減少する株主数

2018年2月28日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	52,624名（100%）	355,518,963株（100%）
2株未満	240名（0.5%）	240株（0.0%）
2株以上	52,384名（99.5%）	355,518,723株（100%）

（注）上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、2株未満の株式をご所有の株主様240名（ご所有の株式数の合計240株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、お取引されている証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日(2018年9月1日)をもって、株式併合の割合と同じ割合(2分の1)で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数(2018年9月1日付)
6億株	3億株

(7) 転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整

本株式併合に伴い、社債要項の転換価額調整条項に従って、当社発行の2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額が調整されます。調整後の転換価額については本定時株主総会終了後、改めてお知らせいたします。

(8) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合にかかる議案が承認可決されることを条件いたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

2018年9月1日をもって、上記「1. 単元株式数の変更 (1) 変更の理由」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条(単元株式数)を変更するとともに、「2. 株式併合 (1) 株式併合の理由」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 6 条(発行可能株式総数)当社の発行可能株式総数は <u>6</u> 億株とする。	第 6 条(発行可能株式総数)当社の発行可能株式総数は <u>3</u> 億株とする。
第 8 条(単元株式数)当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。	第 8 条(単元株式数)当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」にかかる議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関する日程

取締役会決議日	2018年4月9日
定時株主総会開催日	2018年5月22日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	2018年9月1日(予定)
株式併合の効力発生日	2018年9月1日(予定)
定款の一部変更の効力発生日	2018年9月1日(予定)

\* 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は2018年9月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は2018年8月29日となります。

5. その他

株主優待制度の変更

本件に伴い株主優待の内容の変更を予定しておりますが、その内容につきましては、詳細が決定次第お知らせいたします。

以 上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

(ご参考)

### 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1 . 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1 . 単元株式数とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2 . 株式併合とはどのようなことですか。

A 2 . 株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少ない数の株式にすることです。今回当社では、2 株を 1 株に併合いたします。

Q 3 . 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3 . 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位(1 単元株式の購入金額)を、全国証券取引所が望ましいとする水準(5 万円以上 50 万円未満)に調整することを目的として、株式併合(2 株を 1 株に併合)を実施いたします。

Q 4 . 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 4 . 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動等の他の要因を除けば、株主様をご所有の当社株式の資産価値は変わることはありません。株式併合後においては、株主様をご所有の当社株式数は併合前の 2 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は 2 倍となるからです。また、株価についても、理論上は併合前の 2 倍となります。

具体例をあげてご説明いたしますと、株価を 1,000 円とした場合、効力発生前後のご所有株式数、株価、資産価値及び議決件数は、次のとおりとなります。

	効力発生前	効力発生後	備 考
ご所有株式数	1,000 株	500 株	2 分の 1
株 価	1,000 円	2,000 円	2 倍
資産価値	1,000,000 円	1,000,000 円	変化なし
議決権数	1 個	5 個	5 倍

**Q 5 . 受取る配当金額への影響はありますか。**

A 5 . 株主様のご所有の当社株式数は株式併合により 2 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合（2 株を 1 株に併合）を勘案して、1 株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動その他の要因を除けば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1 株に満たない株式）については、当該株式にかかる配当は生じません。

具体例をあげてご説明いたしますと、株式併合の効力発生前後で、ご所有株式数及び受取配当金額は次のとおりとなります。

	効力発生前	効力発生後	備 考
ご所有株式数	1,000 株	500 株	2 分の 1
1 株当たり年間配当金（予定）	12 円	24 円	2 倍
受取配当金総額	12,000 円	12,000 円	変化なし

**Q 6 . 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。**

A 6 . 株式併合後の株主様のご所有株式数は、2018 年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 2 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体例をあげてご説明いたしますと、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例	1,701 株	1 個	850 株	8 個	0.5 株
例	1,000 株	1 個	500 株	5 個	なし
例	999 株	0 個	499 株	4 個	0.5 株
例	200 株	0 個	100 株	1 個	なし
例	199 株	0 個	99 株	0 個	0.5 株
例	1 株	0 個	0 株	0 個	0.5 株

株式併合の結果、端数株式（1 株に満たない株式）が生じた場合（上記の例のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。この代金につきましては、2018 年 11 月下旬頃にお支払させていただき予定にしております。

効力発生前のご所有株式が 1 株のみの場合（上記の例 の場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式が端数株式となり、株主の地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 7 . 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 7 . 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8 . 株式併合後でも、単元未満株式の買増しや買取りはしてもらえますか。

A 8 . 株式併合後においても、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 9 . 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A 9 . 次のとおり予定しております。

2018年5月22日	定時株主総会開催日
2018年8月28日	1,000株単位での売買最終日
2018年8月29日	100株単位での売買開始日
2018年9月1日	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
2018年9月下旬	株式割当通知発送（予定）
2018年11月下旬	端数株式処分代金のお支払い（予定）

Q10 . 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A10 . 特に必要なお手続きはございません。

Q11 . 株主優待制度はどうなるのですか。

A11 . 単元株式数の変更及び株式併合後は、基準日（毎年2月末日又は8月31日）に当社株式を100株以上所有の株主様にご優待制度をご利用いただけるよう、制度の変更を予定しております。その詳細につきましては、後日改めてお知らせいたします。

なお、本年2月末日現在1,000株以上所有の株主様につきましては、これまでどおり現行のご優待制度をご利用いただけます。したがって、本年5月下旬頃お届け予定の「株主様ご優待カード」を本年11月30日までご利用いただけます。また、本年8月31日現在1,000株以上所有の株主様へは、本年11月下旬頃に翌年5月30日までご利用いただける現行制度のご優待カードをお届けいたします。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更及び株式併合に関して不明な点がございましたら、お取引されている証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先	東京都府中市日鋼町1-1 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話(0120)232-711(通話料無料) (受付時間:土・日・祝祭日等を除く平日9:00~17:00)
郵送先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

以上